

補助金交付申請について

*補助金の対象となるのは、下表の要件を満たした、令和8年度に着工・完成する設備等です。

申請受付：令和8年4月1日から令和9年2月26日まで（予算状況により早期終了することもあります。）

*申請に係る書類は全て日本産業規格A4用紙で提出

補助の概要（詳細は担当までご連絡ください。）（設備はすべて未使用品であること。）

	種別	概要等
対象機器 (第2条・第4条)	家庭用蓄電池システム	・太陽光発電システムを設置又は設置の予定をしている個人の住居専用の住宅に設置されるリチウムイオン蓄電池で、電力変換装置を備えたシステムと一体的に構成されたものであって、蓄電した電力を分電盤を通じて住宅の内部で用いるシステムであり、環境省が実施する「最新年度ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」の蓄電システム製品に登録されているもので未使用のもの
対象者（第3条）		自ら居住し、または、居住する予定の町内の個人住宅に補助対象機器を設置する <u>町民で町民税及び固定資産税に滞納がない者（同一世帯員も含む）</u> *申請日の属する月の翌月15日までに納期が到来する町民税及び固定資産税
補助金の額 (第4条)	家庭用蓄電池システム	50,000円（一律）

『設備の取り付け(契約・見積)が決まったら…(仮申込み、予約等はできません。)]

補助金の交付申請書を提出

着工予定日から起算して14日前(中13日)までに提出(郵送不可)

最短での申請例(14日前が閉庁日の場合はその前の開庁日まで)

- 1) 9月18日(金)着工予定 → 9月4日(金)申請日
- 2) 9月20日(日)着工予定 → 9月4日(金)申請日

【交付申請に必要な書類】(用紙は、添付書類も日本産業規格A4を用いること。)

○交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添付して提出

- ・補助対象設備等の設置に係る契約書又は見積書の写し
- ・補助対象設備等の形状、規格を説明する資料(規定された規格等に適合することがわかる書類)
- ・補助対象設備等を設置した住宅に居住することが確認できる書類(建築確認済証等)
(申請時において当該住宅に居住していない場合に限る。)
- ・太陽光発電システムの確認できる写真又は太陽光発電システムの設置に係る契約書等の写し

* 設備の着工とは、補助対象設備の設置を開始することです。家屋等の着工日とは異なります。

* 要綱第3条の補助対象者であることが必要です。

(交付決定及び確定時(交付申請及び完了申請から1週間程度)に納期限が到来している町税等の滞納がないこと※同一世帯員も含む)

* 完了書類で着工前の写真が必要です。

申請書提出後…

⇒役場から補助金交付決定通知書が届きます。

設備の取り付けを行ってください。

(決定前の着工はできません。)

『設備の取り付けが完了したら…』

完了報告書を提出(完了後30日以内又は3月末日までのいずれか早い日)

【完了報告に必要な書類】(用紙は、添付書類も日本産業規格A4を用いること。)

○完了報告書(様式第3号)

- ・補助対象設備等の設置に係る領収書及び請求内訳書の写し
- ・補助対象設備等の設置前、設置後の写真

* 完了後速やかに提出してください。

* 設備の完了は、家屋等の完了日、引渡し日等とは異なります。

完了報告書提出後…

⇒役場から補助金交付確定通知書が届きます。

補助金の請求をしてください。

『交付確定通知書が届いたら』

請求書を提出(通知受領後速やかに請求してください。)

【請求に必要な書類】

○請求書(様式第4号) ⇒ 請求書到着後支払手続きをします。

よくある質問・注意事項

Q 対象となる設置時期は？

A 令和8年度中（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）に補助対象となる設備の着工・設置工事が完了した設備（住宅の引渡し日等ではありません）で完了報告書の提出ができる設備です。
完了日は、領収書の日付け等とします。

Q いつまでに申請すればよいか？

A 要綱第5条：『・・・設備の着工予定日から起算して14日前・・・交付の申請は、申請日の属する年度の2月末日（末日が土曜日、日曜日又はその他の休日に当たる場合はその前日の平日）を期限・・・』

ただし、予算枠が満了次第終了予定ですので、残枠についてはご確認ください。

Q 国等との補助金と併用はできるか？

A 可能です。

なお、国等の補助金の申請額を、申請書の事業費の内訳欄に記入してください。

Q 新築時に取り付けため、設備だけの領収書がありませんが・・・？

A 住宅メーカー・工務店等に依頼し、可能な限り補助対象設備の領収書の発行をお願いします。

なお、どうしても発行ができない場合は、補助対象設備に係る代金が領収済みである旨の文書を作成し添付してください。（発行者の印・設備に係る金額等が明記されていること。詳細はお問い合わせください。）

Q 写真はどこを撮れば？

A 設置前の写真（設備設置予定場所及び住宅の全容）と設置後の写真（設備及び住宅の全容）が必要です。

～注意事項～

○字句の訂正は、修正液・テープ等を使用しないでください。二重線で見え消し等して訂正印を押印してください。

○補助金は先着順（申請書提出順）となります。申請の予約等は受けません。

○郵送での申請は受け付けません。必ず窓口までお越しください。

○請求書の文字は楷書で丁寧に記載してください。（口座番号・口座名義人については、読み取りができないと振り込み手続きが取れません。）

○着工前の写真も必要となります。ご注意ください。

○請求書の振込先については、支店名の記入を忘れずをお願いします。